

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（IT化関係）部会
第15回会議 議事録

第1 日時 令和4年12月16日（金）自 午後1時30分
至 午後2時53分

第2 場所 法務省7階共用会議室6・7

第3 議題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の
見直しについて

第4 議事 (次のとおり)

議 事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時刻となりましたので、当部会第15回会議を開会いたします。

本日も御多忙の中御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は衣斐幹事、それから杉山幹事が御欠席と伺っております。

それでは、本日の審議に入ります前に、配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 本日は部会資料19-1と、説明付きの部会資料19-2を配布させていただいております。部会資料19-1は、これまでの皆さんの御議論を踏まえ、これまでの資料から変更修正を加えて作成した要綱案のたたき台、それ自体でございます。変更点、修正点につきましては下線を引いております。要綱案自体には19-1のように説明が付かないものを予定しておりますので、その前提で御覧いただければと思います。また19-2は、部会資料19-1に今回検討するに当たっての説明を付け加えたものでございます。事務局からの説明の際には、説明付きの部会資料19-2のページ数をお示ししながら御説明させていただく予定にしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは早速、本日の審議に入りたいと思います。本日は、今御説明がありましたように、この要綱案のたたき台ということ、何とか最終形といいますか、しかもペンディングの部分がない形で全体を通して御審議を頂くということですので、どうかよろしくをお願いします。

それでは、まずは部会資料19-2、この説明付き版のもので「第1 民事執行」の「1 裁判所に対する申立て等」から、6ページの「6 売却決定期日及び配当期日の見直し」、この辺りまで御審議を頂きたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○脇村幹事 1ページの「1 裁判所に対する申立て等」の項目では、(1)に(注)としまして、フォーマット入力的方式を検討することについて記載をしたほかは、従前の部会資料17と同様でございます。2ページの「2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）」の項目につきましては、従前の部会での御議論を踏まえ、全ての事件においてファイルへの記録は電子化のルールを適用することを前提に、電子化のルールの内容を記載しており、具体的な電子化のルールにつきましては従前の部会資料と同様ということでございます。3ページの「3 裁判書及び調書等の電子化」から6ページの「6 売却決定期日及び配当期日の見直し」までの項目は、4の項目につき字句の修正をしたほかは、従前の部会資料17からの変更点は特にございません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今説明があった部分について、特段区切りませんので、どの点からでも結構ですので、お気付きのところを御質問でも御意見でも御発言いただければと思います。

○植松幹事 ありがとうございます。2の記録の電子化の関係ですけれども、今回、原則全面的に電子化するというので、この内容については日弁連としても従前からずっと主張していた内容ということで、賛成でございます。少しこれに関連して、運用に関わる話で

すけれども、2点ほど御質問をさせていただきたいと思っております。

1点目が、記録を電子化するタイミングについてでございます。この規律ではファイルに記録しなければならないということしか記載がなくて、どのタイミングで電子化するのかが書かれていないと思うのですけれども、これは実際、書面が提出されたらその都度、速やかに電子化することを想定されているのか、それとも、例えばその手続が続いている間であればいいということなのか、あるいは極端な話として、手続が終わった後でもいいということなのか、その辺をもし想定されていることがあれば教えていただきたいと思います。それから、2点目が③のファイルに記録をしない場合についてです。ファイルに記録するかしないかを裁判所の側で判断することになると思うのですが、当事者から何らその申立てというか要望みたいなものがない段階で、裁判所の方で判断するというのはなかなか難しいと思っております。そうすると、実際の運用としては裁判所の方で当事者の意向などを聴きながら判断していくということになるのかなと思っております。その辺りをどのようにお考えか教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○山本（和）部会長 運用に関わる部分もあるということですが、まず、事務当局からお答えいただける範囲で、お願いします。

○脇村幹事 脇村でございます。まず、時期につきましては、確かに法律上、要綱上と申しますか、明示的にはされていないものと承知しております。私の考えを述べさせていただきますと、基本的には今後のシステムの在り方ですとか裁判所の体制をどう考えていくかによって検討されるべきことだろうと思っておりますけれども、この民事執行の手続において、こういった手続によるのか、相手方がいるようなケースがあるのかどうか等を踏まえながら、そこは法の趣旨にのっとってやっていただくことになるのだろうと思っておりますし、少なくともこの後に出てくる閲覧等の関係で、閲覧等をするようなケースについて、それは電子化されていることは前提になっていると思われまますので、そういったことに支障がない範囲で適切にやっていただくということになるのだろうと思っております。そういった意味では、今後の正にこの部会での議論を踏まえて、裁判所の方で適時適切に環境整備に取り組んでいただいた上で、適時のタイミングできちんと電子化をし、それを前提に閲覧等のルールがうまく回るということを当然想定しているといえますか、そういったことが念頭にあると考えるところでございます。

また、ファイルに入れるかどうかにつきましては、これは最終的に恐らくこの申立て等がされる際に御希望とかを述べられることがあるのかなということは少し考えておりました。恐らく、今後システム自体がこういった形になるかによって、そもそもこの必要な措置として本当に紙でしないといけないかというところもあろうかと思っておりますので、今後の実務につきましては、そういったシステムの状況を見ながら、恐らく弁護士の方が付いているようなケースなどは、そういった状況を見た上で、秘匿申立て等をされる際に御希望等を述べられることで適切に運用されるのではないかと考えているところでございます。

○植松幹事 ありがとうございます。1点目につきましては、やはり提出されて速やかに電子化されないと、電子化することの趣旨も没却されてしまうと思っておりますので、その方向で運用をしていただければと希望しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます、御希望は承りました。

○今川委員 質問は植松幹事と同じ、第2問目だったのですが、その確認ですけれども、

今の参事官からのお話であれば、当事者の意見を聴きながら決めていくとお伺いしたのですが、と申しますのは、破産管財人のところでもこの2③と同じような議論があって、そのときに破産管財人の意見を聴きながら裁判所が決めていくのだということが書いてあるので、そういう理解でよろしいのかという、念のための確認です。

それから、もう1点はお願いで、要綱案とは全く関係ないとは思いますが、1(1)の(注)でフォーマット形式ですということ、破産及び家事手続においても(注)で記載されているのですけれども、これは事件管理システムを使い勝手のよいものにするという趣旨だと理解はいたしておりまして、是非お願いしたなと思っております。そして、その上でやはり事件管理システムにどうアクセスするかという問題があって、やはり地方裁判所だけではなくて、簡易裁判所は全国に四百数十か所ございますので、そういうところにも事件管理システムにアクセスできるような端末を置いていただく、そうすれば家事事件においても簡易裁判所から申立てを、裁判所の指示に従い、説明を受けながら、適切なインターネットを使った申立てができるということになって、結果的にも裁判所が心配されている書面を電子化するという労力が少なくなっていくだろうと思っておりますので、是非お願いしたいと思っております。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。第2点は御希望だったと思いますが、事務局、お願いします。

○脇村幹事 脇村です。前半の部分について、少し部会資料の関係で説明させていただきますと、今、破産管財人のお話があったと思いますが、最終的にももちろんこの秘匿されたものについて必要な措置、書面で残すかどうかという判断をすること自体は、これは裁判所の記録管理の関係から判断される事項だと理解する一方で、恐らくこの秘匿等の申立てがあったケースについて、その状況によって、秘匿等をそもそも希望されている方がそれについて何か意見を述べるということはあるのだろうというのは先ほど申し上げたとおりでございます。

それを受けて最終的に御判断されるのだと思いますが、破産管財人で少し書かせていただいたのは、破産管財人のケースだけは若干変わったところございまして、恐らく秘匿等の申立てをした人と管財人がずれるケースがある可能性があるのではないかと、例えば破産者、会社などが自己破産したケースについて、会社自体が、これは将来のことを考えて隠した方がいいだろうと、営業秘密等について92条等の申立てをした後で、破産管財人が出てくるというケースが少しあるのかなと思ったので、注意的に書かせていただいたところでございます。

そういった意味では手続の特質が少しあるのかなというのは注意しておりましたが、いづれにしても、その秘匿等の申立てをした人が、恐らく秘匿するに当たっては、できれば紙で保管してほしいといったことを言うことは一般的にあるのかなという気はしております。そういう意味では破産以外もそこは共通しているのかなということで、先ほど申し上げたところでございます。

最終的に、やはりシステムをどうするか、今後システムが完璧になれば、前回の民訴法の議論の際にも、紙保管でない方法もあるのではないかと御議論を頂いていたところだと思っておりますけれども、システム構築を踏まえながら適宜判断されることだろうと思っております。

○今川委員 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○橋爪幹事 これまで、裁判所の立場から書面の電子化の問題について発言してきたところですので、民事執行に限らず、そのほかの民事の事件類型一般に関する内容になりますが、便宜上ここでまとめて発言したいと思います。

まず、繰り返しになりますが、裁判所として、電子化には様々なメリットがあることから、将来的には事件記録の全面電子化を目指すべきであるとの立場であることは強調しておきたいと思います。その上で、紙の書面が相当数残ることが予想される過渡期において、例外なしの電子化を法律で義務付けることには懸念もあるので、改正法施行後の実際の運用状況を踏まえた形で電子化の在り方を調整するようなことは考えられないかといったことをこれまで申し上げてきました。

ただ、これまでの部会では、家事事件の別表第一事件などとは異なりまして、民事分野でそのような余地は設けるべきではないといった意見が多かったと認識しておりますし、今回の部会資料でも民事訴訟と同様の電子化のルールを適用する旨が提案されているところでして、従前の部会での議論を踏まえすと、このような提案となるのもやむを得ないところと考えております。

これまでも繰り返してきた内容であります。裁判所としては、先ほど今川委員からも御発言のあったようなフォーマット入力方式の導入なども含めて、利用者にとって利用しやすいシステムの開発に努めて、できる限り電子提出を行っていただけないようにしたいと考えておりますし、幅広い電子申立ての運用が実現するように、当事者本人に対するサポートなど、関係機関とも協力、連携していきたいと考えておりますので、この機会に改めて表明しておきたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。大変力強い決意の表明を頂いたかと思いません。

○佐々木委員 私からは、売却決定期間のところの意見陳述の方式、それと配当期間のところの異議申出の方式の記載についてです。ここでは書面を用いてしなければならないと書かれていまして、多分この方式について法律レベルで記載されているのはこの箇所だけではないのかなと思います。この意見陳述と異議申出も、その他の申述ということでインターネットの利用が可能だとは思うのですけれども、他の申立て等の方式が規則で定められるようになっていて、この2件だけが法律レベルで方式が定められていて、書面を用いると書かれていることで、いかにもインターネット利用の例外を定めているような見え方をするのはないかと思っております。そういう印象を受けておまして、少し分かりにくくないかと思っております。特にこの2件だけ法律レベルで方式まで定めている理由も併せて、今更ながらではありますけれども、教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いいたします。

○脇村幹事 脇村です。まず、法律レベルのお話をさせていただくと、法律レベルでは、確かに書面とここには書いているのですけれども、第1の1（1）で、正に法律の方で書面でされるものについてもインターネットでできるということを書く予定にしておりますの

で、法律上既にインターネットによって、ここでいう申立てをできることは当然書かれることを想定しているところでございます。そういう意味で、ここで書面と書いている最大の理由は、口頭でできるということを外すことのみを想定した規定でございますので、元々の民訴法の作りが若干分かりにくいところなのかもしれないですけども、法律レベルで既にインターネットも含めてできるということは手当てをしている前提で考えています。そういう意味では私たちの方でも今後、恐らく法律的にもこういった書き方にならざるを得ないところはあるのですけれども、これが法律レベルで書面でしかできないということの意味しないということは、きちんと説明を尽くしていきたいと考えているところでございます。

○佐々木委員 分かりました。法案とかになったときには分かりやすく規定していただけるということで、理解いたしました。

○山本（和）部会長 そうですね、法制上の問題もいろいろありますので、法律の文言はこういう形になるかもしれませんが、しかし誤解が生じないような説明については、是非丹念に行っていただくということかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○佐々木委員 はい、ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。重要な御指摘であったかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。1（2）の管理人等、委任を受けた代理人以外の者については今回、義務化の対象にはしないということですが、その点も含めて、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして部会資料19-2の7ページの「7 電子化された事件記録の閲覧等」から、民事執行の最後の部分、9ページの「11 執行官と民事執行の手続のIT化」、この部分まで御議論いただきたいと思いますが、まず事務当局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 7ページの「7 電子化された事件記録の閲覧等」の項目につきましては、（注2）におきまして、従前の御議論を踏まえて、事件の当事者である債権者、債務者のほか、利害関係を有する債権者として閲覧等を認められた者については、その後いつでも事件係属中に裁判所外の端末を用いた閲覧又は複写をすることができるということを記載しております。8ページの「8 送達」の項目は、ゴシック部分について従前の部会資料17等と同様でございます。8ページの「9 債務名義の正本の提出に関する規律の見直し」の項目は、記載自体、従前の部会資料17と同様でございますが、単純執行文につきましては現行の仕組みを維持することを前提に、特段の記載をしておりません。8ページの「10 その他」及び9ページの「11 執行官と民事執行の手続のIT化」の項目は、従前の部会資料17と同様でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございました。

それでは、今御説明がありました部分について、どの点からでも結構ですので、お気付きの点を御指摘いただければと思います。いかがでしょうか。

記録閲覧等のところも含めて、特段御意見はございませんでしょうか。ありがとうございました。

それでは、民事執行についてはこの程度にさせていただきます。引き続き、今度は部会資料10ページ以下の「第2 民事保全」ですね、これについては特段区切らず、最後

は13ページまでですが、全体について事務当局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 民事保全につきましては、10ページの「2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）」の項目につきまして、従前の部会での御議論を踏まえ、全ての事件においてファイルへの記録（電子化）のルールを適用することを前提に、電子化のルールの内容を記載するというふうにさせていただいております。そのほかの点につきましては、4の項目につき字句の修正をしたなどございますが、内容は基本的に従前の部会資料17から変更はございません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この民事保全につきまして御質問、御意見、御自由にお出しを頂ければと思います。

いかがでしょうか。この2の部分については、先ほど最高裁の方から既にこの部分も含めて御指摘があったところですので、その他、特段ございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは続きまして、今度は13ページ以下の「第3 破産手続」ですが、これにつきましては、まず「1 裁判所に対する申立て等」、この部分につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 「1 裁判所に対する申立て等」のうち（1）インターネットを用いてする申立て等の可否につきましては、本文は従前の部会資料等と同様でございますが、（注）としてフォーマット入力的方式を検討することについて記載させていただいております。

（2）インターネットを用いてする申立ての義務付けにつきましても基本的に同様でございますが、これまでの部会資料では、（3）として破産管財人と債権届出を、（後注）として債権届出につきインターネットを用いてすることの義務付けなどについて取り上げておりましたが、これらにつきましてはこれまでの議論を踏まえ、要綱に記載しないことを前提に、この資料にも記載をしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この部分につきまして御質問、御意見等をお出しいただければと思います。

○小畑委員 ありがとうございます。この部分に関する発言としては最後の機会になると思いますので、これまでの部会の議論を踏まえて最後、意見として述べさせていただきます。

まず、倒産手続の性質上、債権届出をインターネットを用いた形で行うのが望ましいということに関しては、御異論はないのだろうと思います。他方でIT弱者等の問題を勘案し、これを原則義務付けるというところまではせず、本人が書面で届出を行うことは許容されるということになるかと思えます。この点について、私としては原則義務化を主張してきましたけれども、この点についてもこの方向で最終的には受諾しようと思っております。

書面で債権届出がなされた場合に、これはどうなるかというところですが、これは先ほどの民事執行のところの議論と同じでございます。裁判所において届出に記載された事項をファイルに記録することになり、例外は本部会資料のとおりということでありまして、記録の電子化といわれる問題が原則義務化されるということになるかと思えます。そうすると、電子届出が行われる場合と書面届出事項の電子化によって、債権届出の全てがシステム上、電子化されるということになるかと思えます。これが閲覧対象となって、破産

管財人も紙ベースではなくファイルベースで認否表や配当表作成作業が進むということになるのだろうと思います。

以上を前提としたとしても、破産管財人が事案の状況に鑑みて自らシステムを構築し、債権届出から配当、弁済に至るまで一貫した処理を行うことが、裁判所の事件管理システムを利用するよりも手続の迅速化、円滑化、合理化、こういう観点から必要と判断した場合は、このシステムを利用することを許容するという点についても大きな異論はないのではないかと、私はこれまでの議論を聞いていて、思いました。

そうすると、問題は、破産管財人に対して直接の届出を認める根拠を法律上定める必要があるのかということになりますが、裁判所外のシステムを利用することに、届出の効力を認めるということになると、少なくとも裁判所の許可が必要であり、それを法律上明確化することが当然必要なのではないかというのが私の意見であります。これが従前からの提案内容ということになります。

運用上の懸念が表明されておりまして、これはまだシステムも開発されていませんし、運用に対しては将来のこれからの検討課題というところも分かるのですけれども、今の運用というのは、申立て等が全て書面で行われて、要するにシステム届出というものがない制度を前提として行われている運用なので、今後全ての債権届出が電子化されるという状況を踏まえた上での運用の議論ではないということになりますので、飽くまでも法律の規定なしに破産管財人に対する電子届出を運用によって行うのが相当であるのかという点、これを正面から検討する必要があるとあって、私はやはり破産管財人の判断と裁判所の許可によってこれを行うことができるという規律を設けなければおかしいのではないかとという観点から、提案をさせていただいていたというところがございます。この点を踏まえて最終的に御議論を頂いて、その結論には最終的に従いたいとは思っているところがございます。

長くなりましたが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。この債権届出の部分につきまして、小畑委員から御意見の開陳がありましたけれども、この点につきまして、それではほかの委員、幹事の御意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。今、小畑委員から御発言のあった点に関して、資料で申しますと14ページから15ページに掛けての債権届出についての説明がされている箇所の記事との関係について、少し教えていただきたいのですけれども、資料ですと15ページの説明の後半部分、括弧書きでなおという記載が下から十何行目かぐらいにあるところですが、裁判所が用意しているシステムのみでは対応できないケースで破産管財人が用意するシステムを使うということで、先ほど小畑委員から発言があった場合というのはこれに対応しているのではないかとお考えですが、小畑委員が想定されている管財人が用意するシステムというのは、裁判所のシステムとの関係では全く別個のシステムであって、両者の間には何の連携というか、情報の共有ということはないという前提のシステムを想定しておられるのでしょうか、それとも、何らか裁判所の本来のシステムと一定の接続というか連携が図られるような仕組みを想定しておられるのか、あるいは裁判所が管財人の用意したシステム内の情報に対してアクセスするということを想定しておられるのか、それともそういうことがあり得ない、もう全く別個の、裁判所は全くタッチできないようなシステムを想定しておられるということなのか、その点を少し確認させ

ていただきたいと思いました。

と申しますのは、もし裁判所のシステムと連携が図られているということなのだとしても、結局これは、資料で説明がされておりますように、管財人が用意しているツールを利用して裁判所のシステムに届出をしているというような評価ができる場合というのがあるのではないかと考えられまして、その場合には小畑委員の御指摘になった懸念ということが必ずしも現実化しないということのように思われましたので、少しその点について御教示いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山本（和）部会長 それでは、小畑委員、よろしくお願いいたします。

○小畑委員 システムの話はこれからになるので、今、垣内先生がおっしゃられたところが一番の問題になってくるのだろうとは思っています。どちらかというとなら破産管財人側のシステムというよりも、裁判所側のシステムがそういう連携を前提としたような形で作られるのかどうかというところの問題がありまして、私としてはそれができないという場合も想定して、このような形の規律を設ける必要があるのではないかと考えているところがございます。

○山本（和）部会長 最高裁から補足的な説明を頂けることがあるでしょうか。

○橋爪幹事 裁判所としても、本部会で指摘されていますように、債権届出とその後の債権調査などの手続を有機的に連動させてシームレスに手続を進めることができるようなシステムを開発する必要があると考えておりますし、小畑委員が御指摘のようなケースにも対応できるよう、外部のシステムとの連携も検討する必要があると認識しております。システムは改正法の成立後に改正法の内容を踏まえて開発することになりますが、今後破産手続に関するシステムを開発するに当たっては、このような点も十分に考慮していきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ということですが、垣内幹事、いかがでしょうか。

○垣内幹事 御説明ありがとうございました。仮に管財人が何らかのシステムを作るにしても、それが裁判所のシステムとは全く別個であるというのは、いろいろなところで正に小畑委員の御指摘のような問題を生じさせることになってしまいますので、もし可能であれば、管財人が用意するシステムと裁判所のシステムが適切な形で連携するということが望ましいのではないかと私自身は考えています。先ほどの裁判所からの御説明で、そのような方向で御検討いただけるということなのであれば、それが望ましい方向のように思われますので、結論としては、この部会資料のような要綱案ということで私はよろしいのではないかと考えたところです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか、この点について。

いかがでしょうか。重要な問題なので、できれば御発言を頂ければ有り難いのですが。それでは、事務局からコメントがあれば。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らく従前、今回の部会資料は、そういった紙ベースを前提にして甲案的なものについて否定的な御意見も頂いていたところかと思ひまして、もし積極的に今の部会資料と違う意見があるという方がいらっしゃれば御指摘いただければと思いますが、恐らく従前の議論から推察しますと、これに御賛成を頂いている方が多いのかなという印象を私としては今、抱いているところなのですが、もし違うようでしたら是非教えていただければお願いするとともに、そうでないのであれば、今、垣内先生

が御指摘いただいた点を踏まえると、こういった原案がいいのではないかという気はしているのですが、すみません。

○山本（和）部会長 いかがでしょうか、いささか発言のデフォルトを変えられたような気もしますが、御異論がある方があれば、もちろんサポートする意見でも結構なのですが、ここで御発言を頂きたいと思いますが、この原案については他の委員、幹事は特段の御異論はないということでもよろしいでしょうか。

ということですので、小畑委員、いかがでしょうか。小畑委員の御趣旨は皆さん、よく分かれていると思いますが。

○小畑委員 先ほど申しましたように、結論としては部会の御意向に従うということをお願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。先ほど、これも裁判所から決意表明といえますか、外部のシステムとの連携についても十分考慮すると、そのようなシステムの構築に向けて検討するというお話もございましたので、それでは、そういうことも踏まえて、当部会としてはこの債権届出の問題については、現時点では少なくとも要綱の中には含めないという方向でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ほかにこの1の点について何かあればと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして部会資料15ページの「2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録」から、18ページの「5 電子化された事件記録の閲覧等」、この部分まで事務当局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 「2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）」につきましては、これまでの議論を踏まえまして、破産手続全般について電子化のルールを全面的に適用するということを前提に、表現等を修正しております。「3 裁判書及び調書等の電子化」及び「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」の内容は、これまでの部会資料17と同様でございます。「5 電子化された事件記録の閲覧等」につきましては、本文はこれまでの部会資料と同様でございますが、（注）におきまして、これまで議論がありました債権者の閲覧等につきまして、債権者として閲覧等が認められた者については、いつでも事件係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は謄写ができるものとするを記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明があった部分につきまして、どの点からでも結構ですので、御発言をお願いいたします。

○小澤委員 2の提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録についてですが、本人申立ての破産事件で破産債権表が書面で提出された同時廃止の事件でも、裁判所書記官におかれまして破産債権者表等を始めとした事件記録を電磁的記録されるという案に改めて賛成を致します。申立て本人が過去の破産事件において破産債権者として届け出たかどうかを覚えていない状況で、専門家のところに二度目の破産、場合によっては三度目の破産などというのがありますけれども、そういうこともございますので、一律電子化により、こうした過去の同時廃止事件で本人が破産債権者を確認するような際にも検索が容易になることが期待できると考えております。

また、電子化された事件記録の閲覧等についてですけれども、(注)の②で、申立人は事件の係属中であればいつでも裁判所外の端末で閲覧等ができるという点につきまして、確認をさせていただければと思います。申立人が過去に破産しており、その後、破産債権者から請求されるなどして、当時の破産債権者を確認したいと希望したような場合には、改めてシステム登録や裁判所への請求等を経れば、裁判所外の端末でインターネット閲覧等ができるという理解でよろしいのでしょうか、それとも、事件終了後は(注)のような規律が適用される余地がなく、裁判所の窓口で閲覧することになるのでしょうか。

○山本(和) 部会長 それでは、その点、事務当局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 この部会資料でいきますと19ページで(注)の①、②がございしますが、①は基本的に普遍的なルールかと考えております。そういった意味では、このルールは当然生きてくると考えていますので、利害関係人として裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することは可能であることを考えています。②は、飽くまで事件係属中についてはフレキシブルにやりましょうということですので、ここは事件が終わった後には適用がないということかと思っております。

○小澤委員 ありがとうございます。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○櫻井委員 資料の19ページの(説明)について、債権者として一旦閲覧等が認められた場合に、その後いつでも閲覧等が認められるということで、特段その認定と別に資格要件を課す必要はないと書かれているのですが、一つ危惧といいますか、一旦、債権者として閲覧等が認められた後で債権譲渡をした譲渡人、あるいは保証債務を履行して求償債権者が債権者になるといった場合、一旦債権者であったけれども、その後、債権者でなくなるケースというのがあるかと思えます。そういう場合、たとえば、債権譲渡の両当事者が手続をしているというようなケースであれば、当然、譲受人だけになりますので、問題は生じないと思うのですが、譲受人からのみ手続をされ、手続上は譲渡人がまだ残っているというようなケースの場合は、裁判所としては、債権譲渡があったということは覚知できるわけで、運用の問題として、債権者でなくなった譲渡人については、アクセスできるアカウントに職権で利用制限を掛けるというようなことになるのでしょうか。それとも、手続上の債権者ということで割り切った規定になるという理解でよろしいのでしょうかという質問です。

○山本(和) 部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いいたします。

○脇村幹事 具体的に、これは規則事項でございしますが、こういった形で規則化といいますか、文言にするかについては今後、これまでの議論を踏まえて最高裁の方で検討されると考えておりますが、これまでの部会の議論の前提としては、一旦認定するということは当然、条件にしていますけれども、債権者であることがある意味、当然の前提になっていたと私としては理解をしています。その上で、恐らくAという債権者がいて登録をしていたという後に、今話が出ていましたようにBという方に譲渡したというケースについて、Bの方から閲覧等をされたケースについて、恐らく疎明資料を出してくるのだろうと思えますので、その疎明資料を見た段階で裁判所の方として、このAという方がどうであったかについて覚知できるケースがあるということは、おっしゃるとおりなのだろうと思ってい

ます。

そういたしますと、恐らく債権者であることは当然の前提だといいたしますと、それはもう閲覧等を請求する前提を欠くということになると思いますので、適宜そこについては対応していただくことが出てくるのかなということは感じておりますし、また、破産管財人等が関与しているケースであれば、その債権の譲渡というか移転というか、といったことも破産管財人が適切に場合によっては把握した上で、裁判所に対してそういったことを報告し、対応を求めるといったこともあるのかなと思っています。

最終的にどういった運用をするのか、あるいはどういった規則にするのかについては、今、櫻井委員からの御指摘があった点も踏まえながら判断されることだと思いますけれども、基本的には債権者でなくなったケースについては、それは閲覧等は認めるべきでないという意見が多かったのではないかと思いますので、そういった点を踏まえながら適切に運用をされていくことを期待したいと考えております。

○櫻井委員 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。重要な御指摘だったかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして破産、それから民事再生等も含めて、残りの部分ですね、19ページの「6 送達」から21ページの第4、民事再生等の手続の部分ですね、この辺りまで事務当局から御説明をお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。19ページの「6 送達」の（1）、（2）の本文部分につきましては、従前の部会資料17と同様でございます。18ページに公告の説明という欄を設け、説明を記載しておりますが、ここではこれまでの議論を踏まえた上で最終的な結論として、公告につき改正の提案は記載しないということを書かせていただいているところでございます。20ページの「7 その他」の内容につきましては、これまでの部会資料等と基本的に変えてございませんが、字句等につきましては、21ページの説明にございますとおり、改正項目に絞った形での提案ということにしております。また、21ページの第4、民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の内容につきましては、（注）におきまして、これまで議論がされていたインターネット利用を義務付けられる方について具体的に記載をしているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、やはり御質問、御意見等を御自由にお出しを頂ければと思います。

○小澤委員 社会のIT化による公告の環境の変化に伴って、破産手続の信頼を失うことがないようにという問題意識から、第10回の会議において、個人の破産再生手続における公告に関する意見を提出させていただきました。その後、第13回会議では複数の委員の先生からも様々な意見が出され、破産手続における官報公告についての議論が深まったものと考えております。公告の在り方そのものを問うということは、民事訴訟法に続いて各種IT化の検討を迅速に進めることを主とする本部会の趣旨にそぐわないのではないかと懸念もございましたが、熱心な御議論を頂いたことに深く感謝をしております。破産公告についてはパブリックコメントにおいても多くの意見が寄せられており、本部会で検討を十分に行った結果、この破産法全体の制度を整合的に考えて議論すべき問題であると

いうことを確認することができたのではないかと考えています。積み残しの課題として今後、多くの方に問題意識が伝わることを切望しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○河村委員 ありがとうございます。私も個人破産の公告についてのところなのですが、もちろん今回の結論について何か申し上げるということではなくて、説明のところにある文章なのですが、20ページの公告の説明というところに、今後の議論につなげてほしいという今、小澤委員のおっしゃったところなのですが、何らかの部会資料として残るのであれば、ここのところが少し気になりまして、まず、1行目に個人破産について公告を廃止したり、というふうに始まっているのですが、私自身はもちろんのこと、ここの委員の方で個人破産について公告を廃止するという意見を述べた人はいないと思うのです。公告の在り方を変えてほしいという意見を申し上げたので、つまり、分断が深まってしまおうといいますが、個人破産の公告を廃止してほしいと言ったわけではないので、今後の議論につなげるためにも、公告の内容を見直したり、つまり公開の制限とかそういうことではなく、公告の仕方を裁判所設置端末や裁判所内の掲示、そういう公告の仕方に変えてほしいと私は繰り返し述べたつもりなので、そういうプロセスだった、そういう意見があったということが分かるような書き方にさせていただくと、今後の議論にもつなげやすいのかなど。決して公告を廃止しろと、少なくともここの委員の方、私を含めて、言った人はいないと思っていますので、よろしくをお願いします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。今後この部会の審議のプロセス等を説明する際には、今の河村委員の御指摘を踏まえて正確な説明をしていただくということにしていきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。公告の問題、随分議論いただいて、先ほど小澤委員からも河村委員からも御指摘がありましたように、問題意識は非常に深まったものと理解しておりますので、今後、正にここに書かれている破産法全体の制度を整合的に考えて議論すべきということで、当部会としてはこの段階では要綱についての改正提案は特段記載しないという取扱いで御異論はないと理解してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。その他の点についても、よろしいでしょうか。何かあればと思いますが、大丈夫でしょうか。

○脇村幹事 ありがとうございます。ここにつきましては今、正に部会長に取りまとめでいただいたとおりでございますので、ただ、先ほどからこの記載内容について御指摘いただきましたので、部会資料につきましてはどういった形で直すかは少し考えさせていただいた上で、取りまとめに向けた最終資料の表現について、公告の在り方、官報による公告の廃止というか、そういった問題であることが分かるような形の資料に残しておいた方がよろしいかと思っておりますので、少し表現ぶりを、ほとんど同じ表現がまた出てくるかもしれませんが、少しブラッシュアップしたものは念のために次回、出させていただきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。そのような形でお願いしたいと思います。

○小畑委員 この公告の問題については、小澤委員、河村委員がおっしゃられた立場と、官報を維持すべきであるというお立場と、官報ではなく裁判上のインターネットを用いた形

に特化すべきであるというような三つの立場があったと思いますので、部会の議論をまとめるとしたら、それを並列的な記載をお願いしたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 分かりました。これまでの議事録等を事務局に精査いただいて、正確にこれまでの議論が反映するように、何らかの形でおまとめいただくということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして部会資料21ページ以下の「第5 非訟事件」ですね、26ページぐらいまでだと思いますが、この点についてはまとめて御議論をお願いしたいと思いますので、事務局から資料の説明をお願いします。

○脇村幹事 21ページの非訟事件でございますが、非訟事件全体につきましては、基本的に従前の部会資料と同様でございますが、22ページにおきまして、ファイルの記録の電子化につきましては全面的に適用することを前提の記載にさせていただいているところでございます。また、25ページにつきまして、8の公告につきましては、公告内容そのものについて御議論もございましたが、この点については取り上げないということにしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この非訟事件の部分、どの点からでも結構ですので、御質問、御意見等を頂戴できればと思います。

いかがでしょうか。この電子化については例外を特段設けないということ、その他、非訟事件につきまして、特段ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして部会資料26ページ以下、「第6 民事調停」、これは30ページぐらいまで、これもまとめて御議論いただきたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 26ページ以下の民事調停につきましては、例えばですけれども、28ページの4で、これまで裁判所と書いていたところを、そこを敷えんして調停委員会と直す字句の修正をさせていただいておりますが、その余の点につきまして、内容については部会資料17等と同様でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この民事調停につきましてお気付きの点があれば、どの点でも結構ですので、御指摘を頂ければと思います。

いかがでしょうか。特段よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして部会資料31ページ以下、「第7 労働審判」、これが34ページぐらいまでですが、この点もまとめて御議論をお願いしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

○脇村幹事 31ページの「第7 労働審判」以下の内容につきましては、基本的に従前と同様でございますが、これまでの議論を踏まえまして、表現ぶりとしまして、例えばというところが、先ほど出ています32ページにある、ウェブ等の利用に関しまして判断の主体を労働審判委員会であることを明記するなどの修正をさせていただいているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この労働審判の部分、どの点でも結構ですので、お気付きの点、御指摘を頂ければと思います。いかがでしょうか。

これもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして今度は部会資料34ページ以下になりますが、「第8 人事訴訟」、ここは少し区切りまして、「1 裁判所に対する申立て等」から、37ページの「3 裁判書等及び報告書の電子化」、この部分までについて御議論を頂ければと思います。事務当局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 34ページ以下、第8の「1 裁判所に対する申立て等」については、これまでと同様の記載をさせていただいているところがございます。また、「2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）」につきましても、基本的に従前と同様としておりますが、（2）の人訴法特有のルールにつきましては、前回までの御議論を踏まえまして、秘匿決定があった場合に限るものについての提案という形とさせていただいているところがございます。また、（注）におきましても同様の観点から、インターネットで申立てされたケースについて書面に出力する等の措置を、秘匿決定があった場合に限りはできるということを提案させていただいているところがございます。あと、「3 裁判書及び報告書等の電子化」についても従前と同様でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございました。

それでは、今御説明があった部分につきまして、どの点でも結構ですので、御質問、御意見等を頂ければと思います。

いかがでしょうか。特に、この電子化の点で、今御説明がありましたように、2（2）で人訴特有のルール、事実の調査に関する部分ということですがけれども、秘匿決定があった部分についてのみ例外的な対応をするということですがけれども、特段の御異論、御意見等はございませんでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして人事訴訟の残りの部分、37ページの「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」から、39ページの「8 その他」の点まで、事務当局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 37ページの「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」につきましては、ウェブ会議及び電話会議などとして若干語句の平仄が合っていないところがございます点を単に修正させていただくほかは、従前の内容と同様でございます。また、「5 和解調書等」の送達についても従前と同様でございます。続きまして、「6 電子化された訴訟記録の閲覧等」でございますが、（1）のいわゆる訴訟記録部分、事実の調査を除いた訴訟記録部分については、従前の議論を踏まえた修正をしております。かつ、（注）につきましては、これまでの議論を踏まえ、民事訴訟と同様のルールを書かせていただいているところがございます。（2）の事実の調査に係る部分の閲覧等につきましては、字句の修正をさせていただいたほかは、これまでの議論を踏まえたものとさせていただいているものでございまして、後に出てくる家事事件等と同様のものでございます。また、「7 送達」、「8 その他」については、基本的に従前の記載と同様とさせていただいているところがございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明があった部分について、これも特段、どの点からでも結構で

すので、お気付きの点があれば御発言いただければと思います。

いかがでしょうか。これも特段の御異論、御意見はございませんでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして部会資料40ページの「第9 家事事件」に移りたいと思いますが、これについては「1 裁判所に対する申立て等」から、42ページの「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」、この辺りまで御議論いただければと思いますが、事務局から説明をお願いいたします。

- 脇村幹事 まず、40ページでございます。「1 裁判所に対する申立て等」につきましては、基本的に内容は従前同様でございますが、従前の御議論を踏まえまして、(1)の(注)でフォーマット入力的方式を検討することについて記載しているところでございます。続きまして、40ページの「2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録」につきましては、まず、本文②について、従前の御議論を踏まえ、電子化のルールを適用されない事件につき、別表第一事件のうち最高裁判所の定めるものとし、具体的な事件類型として想定されるものについて、次のページにあります説明に記載をしているところでございます。また、従前の部会資料で記載しておりました、電子化された事実調査部分の記録のうち秘匿決定があった場合の秘匿事項等が記録されている部分につき、書面に出力し、電子化された記録から消去するなどの安全管理のための措置をとることができるものとするについては、(注)で記載しております。また、今回の資料では、同様のものが裁判所に提出された書面等又は記録媒体の中にあったケースでは、ファイルに記録することを要しないものとするについて、本文③の2で記載しているところでございます。「3 裁判書等及び報告書の電子化」、「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」は、内容については従前と同様ということでございます。

- 山本(和)部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明があった部分、どの点からでも結構ですので、御質問、御意見等お出しいただければと思います。

- 小澤委員 2の提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録について、電子化をしなくともよいものとして、別表第一に掲げる事項についての審判事件のうち最高裁の定めるものと整理することについて、賛成を致します。具体的内容についての意見となりますが、説明では主に相続関係を確定する書面、すなわち改製原戸籍等を除外する趣旨だと理解を致しました。裁判所の事務負担の軽減という観点から相当な内容であると考えております。

- 山本(和)部会長 ありがとうございます。

- 笠井委員 今、小澤委員がおっしゃった点と全く同じ箇所、40ページから41ページに掛けての2②のところで、私も基本的にこの説明の内容も含めて、別表第一のうちの一定のものということで賛成しておりますが、41ページの②の本文で、最高裁判所の定めるものを除くと書いてあって、説明のところには最高裁判所規則において定めることを前提に書かれていて、この関係がよく分からないと思ひまして、あえて規則と書いていないのかという話なのですけれども、私自身は規則というふうに説明どおり書けばいいのではないかと思ったものですから、その点の趣旨についてお尋ねできればと思っております。

- 山本(和)部会長 それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。これまでの議論において、規則等でどうかという議論がされていたものと承知をしており、そういった意味で部会資料でもそういったふうにかかせていただいております。最終的に、この文言につきましては、実際この文言自体は民訴法の132の10などがこういった表現になっていることを参考にしているところなのですけれども、こういった除くような書き方で、うまくほかに何かないかと探していた結果、近くにあったものを借用したというのが正直なところなのですけれども、一方で今、御意見を頂いたところでございますので、法制上どういった書き方がいいのか、なお検討したいと思っておりますが、皆様からほかに御意見いただければ、また検討させていただきたいと思っております。

○笠井委員 ありがとうございます。民訴の132条の10第1項は、裁判所を定めるという話なので、司法行政上というところの性質もあって、告示とかもあり得るのかなとは思っておりますけれども、今回の話は、手続に関してどういう事件がいいのかという事件の性質とか、手続の進め方という一般的なもののような気がしますので、規則で定めるというのでもいいのかなとは思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。ほかにその点、何か御意見等のある方がおられればと思っておりますが、いかがですか、特段ございませんか。

それでは、少し法制的な問題でもあろうかと思っておりますので、事務局の方で引き続き検討していただいて、最終的にどうするかということは、また部会で御議論いただければと思っております。

ほかに、今の説明があった全体について何かあればと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。フォーマット入力の点も含めてですが、特段ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、家事事件の残りの部分ということになりますが、43ページの「5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停」から46ページの「9 その他」までにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 43ページの「5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停」につきましては、従前の部会資料17と同様の記載にしております。また、同じページ、43ページの「6 調停調書の送付」につきましても同様でございます。続きまして、44ページの「7 電子化された事件記録の閲覧等」につきましては、基本的に従前と同様でございますが、（注）の②につきまして従前、当事者及び審判を受けるべき者にすべきかどうかという御議論があった点につきまして、最終的には説明にありますとおり、法律の立て付け等を踏まえまして、当事者のみを、これは利害関係参加人を含む当事者でございますが、のみが、いつでも事件の係属中、閲覧又は複写をできるという案を提示させていただいているところでございます。次に、46ページの「8 送達等」では、従前議論しておりました公告等につきまして、ウェブサイト掲載については特段記載しない形に改めております。そのほかは従前と同様でございます。また、46ページの「9 その他」につきましても従前と同様でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今御説明がありました部分につきまして、どの点でも結構ですので、お気付きの点があれば御指摘を頂ければと思っております。

いかがでしょうか。この閲覧のところでは、今まで議論があった審判を受ける者となるべき者については、利害関係参加を前提として、特段規定しないという取扱いにしたと説明がありました。

○**笠井委員** 今の点は私も発言いたしましたので、申し上げます。審判を受ける者となるべき者が参加をするかどうかを考えるために見るとということもあるのかなとは思ったのですが、結局、事件記録へのアクセスのためには一定の手続はしなければいけないものだろうと思いますし、現在の案について特に異論を申し上げるものではありません。

○**山本（和） 部会長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ここもよろしいでしょうか。

○**垣内幹事** 垣内です。私も発言いたしましたので、この審判を受ける者となるべき者の取扱いについてですけれども、笠井委員と同様の考えでおります。基本的には審判を受ける者となるべき者に該当するかどうかというのは比較的容易に判定することができるものと思われまして、その場合、特段のことがなければ、見たいという記録は許可を得て閲覧等ができるということになるかと思われまして、そういう意味では実際上の取扱いはそこまで大きく異なることはないのかなとも考えており、それで参加をするかどうかの判断に特に支障を来すということでもないのかなと理解をしております。

○**山本（和） 部会長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、部会資料47ページの「第10 子の返還申立事件の手続」、「第11 その他」、この点につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○**脇村幹事** 47ページの「第10 子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）」につきましては、ゴシック部分については従前と同様というところがございます。「第11 その他」、所要の規定の整備についても同様というところがございます。

○**山本（和） 部会長** ありがとうございます。

それでは、この点、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで一通り部会資料19-2については御審議を頂けたかと思いますが、全体を通して、もし何か御発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**垣内幹事** すみません、垣内です。複数の箇所に関連する関係で、どこで発言しようかと思って発言の機会を逃してしまったのですけれども、先ほど発言すればよかったのかもしれないのですが、事件記録の閲覧等で、元々許可が必要とされている者との関係で、資料ですと、初めに24ページのところで非訟事件とか、そして39ページで人訴の事実の調査に係る部分との関係、最後に家事事件の44ページのところで、いずれも（注）のところで②などの形で、いつでも当事者は閲覧、複写ができるということが記載されており、かつ、説明の中でそのこととの関係では、運用によっていつでも閲覧等ができるようにするという点については取り上げていないという説明がされているということなのですが、そのこととも関係するのですが、説明を見ずに本文の方だけを見て、当事者はいつでもと書かれていることと、ゴシックの太字では許可が必要だという前提で書かれているということとの関係が、ぱっと見ると少し分かりにくいのかなという感もいたします。

（注）の方で書かれているのは、当事者は一度許可を得た事件記録についてはいつでも閲覧や複写ができるということで、その許可の在り方等については運用に委ねられる部分が

あるので、一定範囲で包括的に許可をするであるとかいったこともあり得べしということがあって、それは法律の問題ではないので取り上げていないということだと思えるのですけれども、本文の方のいずれもという記載のところに、例えば、裁判所の許可のあった電子化された事件記録についてはとかいった文言を加えた方が、その点が誤解を招きにくいのではないかという感じもいたします。最終段階での発言でもありますし、御説明等で誤解のないようにしていただければよい問題なのかもしれませんけれども、感想として感じましたので、念のために申し上げたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局から、いかがですか。

○脇村幹事 ありがとうございます。御指摘いただいたとおり、許可があることを前提にしておりますので、いつでもといったとしても、それは許可があることを前提に、許可があったものについて見られると、もちろんその前提としては、その許可についていちいちやる必要があるかどうか、そういったことはあったという前提ですけれども、そこが文言だけ見るとつながっていないという御指摘だと思いますので、この（注）の部分を変更することができるかどうか、書けるかどうかというところはあるのですけれども、それを検討した上で、いずれにしても何らかの形でそこが分かるような形に、説明になるのか本文中なのかは少し私も考えたいと思いますが、手当てさせていただけないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。貴重な御指摘を頂いたので、少し事務局で宿題というか、御検討を頂きたいと思います。

ほかに、今のようなことでも何でも、言い落とした点、お気づきになった点、何でも結構ですので、この際、もう回数も余り残っておりませんので、お気づきの点があれば是非御指摘を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の審議はこの程度とさせていただきます。

次回議事日程等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 次回の日程は、令和5年1月13日金曜日、午後1時半から6時まで、もちろん終わり次第終了でございますが、そうさせていただければと思います。場所は法務省地下1階大会議室を予定しております。

なお、今日頂きました宿題、あるいは前回頂いた宿題で説明しないといけない部分が何点か残っていると私の方では認識しておりますので、そういった部会資料を次回出させていただいて、改めて確認をさせていただきたいと思っております。最終的には、次回確認させていただいたものを念のためもう1回、その次の回に諮らせていただいた上で、その次の回で終わることではないかと考えており、大変お忙しい皆さんに、かつ、これまで大変長時間を割いていただいて恐縮なのですけれども、特に異論がございませんでしたら、そういった形のスケジュールにさせていただけないかと考えております。

いずれにしても次回につきましては、これまで頂いた、恐らく説明部分を中心になると思いますけれども、そういった宿題について何らかの回答をさせていただいたものを用意させていただき、要綱案についてもブラッシュアップしたものを用意させていただきたいと考えております。

○山本（和）部会長 ということですので、やや慎重な審議の仕方ということになるかと思いますが、事が非常に重要なものですので、少し慎重めではありますけれども、そのような形で2回に分けて最終の審議をしていただくということで、次回は1月13日にもう1

回、確認のための言わば部会を設けたいということですが、そのようなことでよろしゅうございましょうか。

お忙しい中大変恐縮ですけれども、それでは、また次回、1月13日ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。

年内最後の会議でございますので、どうか皆さん、よいお年をお迎えいただければと思ひます。本日も熱心な御議論を賜りましてありがとうございました。お疲れさまでした。

—了—